

神戸地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税課税処分等取消訴訟事件

国側当事者・国(加古川税務署長)

平成23年3月18日却下・棄却・控訴

判 決

原告	甲
被告	国
同代表者法務大臣	江田 五月
処分行政庁	加古川税務署長
	北田 好英
被告指定代理人	谷口 誠
同	杉浦 弘浩
同	松帆 芳和
同	西村 理
同	西澤 竜夫
同	吉村 政勝
同	前川 秀行
同	中村 千里
同	上田 英毅

主 文

- 1 本件各訴えのうち、別紙「訴え却下目録」記載の訴えをいずれも却下する。
- 2 原告のその余の訴えに係る請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

原告が、平成21年7月17日付け裁判所事務連絡を踏まえ、請求の趣旨をまとめた平成21年8月14日付け「第4準備書面・陳述書」、その後請求を追加した同年9月28日付け「請求の趣旨(追加7)」、同年11月16日付け「請求の趣旨28、29(追加8)」、同月24日付け「請求の趣旨30(追加9)」等において摘示した「請求の趣旨」の番号等を括弧内に付記した。

- 1(1) 加古川税務署長が平成13年12月20日付けで原告に対してした、原告の平成10年分の所得税に係る更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。〔請求趣旨1①、請求の趣旨14〕
- (2) 加古川税務署長が平成20年4月2日付けで原告に対してした、原告の平成6年分ないし平成10年分の所得税に係る更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の各通知処分を取り消す。〔請求趣旨1②ないし⑥、請求趣旨3、請求の趣旨15ないし19〕
- (3) 加古川税務署長が平成13年12月20日付けで原告に対してした、原告の平成10年分

の所得税に係る更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分は、理由付記を欠く処分であり取り消す。〔請求の趣旨 2 2〕

(4) 加古川税務署長が平成 2 0 年 4 月 2 日付けで原告に対してした、原告の平成 6 年分ないし平成 1 0 年分の所得税に係る更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分は、理由付記を欠く処分であり取り消す。〔請求の趣旨 2 3 ないし 2 7〕

(5) 加古川税務署長が平成 1 3 年 1 2 月 2 0 日付けで原告に対してした、原告の平成 1 0 年分の所得税に係る更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分が誤りであることを確認する。〔請求の趣旨 2 8〕

2 (1) 加古川税務署長が平成 1 2 年 1 月 1 8 日付けで原告に対してした、

ア 原告の平成 6 年分ないし平成 1 0 年分の所得税に係る各加重算税賦課決定処分

イ 原告の平成 6 年ないし平成 8 年の各課税期間の消費税並びに平成 9 年及び平成 1 0 年の各課税期間の消費税及び地方消費税に係る各加重算税賦課決定処分

をいずれも取り消す。〔請求趣旨 2 ① ないし ⑩、請求の趣旨 2 1〕

(2) ア 加古川税務署長が平成 1 2 年 1 月 1 8 日付けで原告に対してした、平成 6 年分ないし平成 1 0 年分の所得税、平成 6 年ないし平成 8 年の各課税期間の消費税並びに平成 9 年及び平成 1 0 年の各課税期間の消費税及び地方消費税に係る各加重算税賦課決定処分の無効確認を求める。〔請求の趣旨第 2 項追加、9 後段〕

イ 加古川税務署長が平成 1 2 年 1 月 1 8 日付けで原告に対してした、平成 9 年分及び平成 1 0 年分の所得税、平成 9 年及び平成 1 0 年の各課税期間の消費税及び地方消費税に係る加重算税賦課決定処分が誤りであることを確認する。〔請求の趣旨 2 9〕

(3) 加古川税務署長が平成 1 2 年 1 月 1 8 日付けで原告に対してした、消費税及び地方消費税の加重算税の賦課決定通知書の 3 2 1 万 6 5 0 0 円を取り消す。〔請求の趣旨 3 0〕

3 加古川税務署長が平成 1 1 年 1 2 月 2 4 日付けで原告に対してした、平成 6 年分以後の所得税の青色申告承認取消処分を取り消す。〔請求趣旨 1 0〕

4 (1) ア 加古川税務署長が平成 1 1 年 8 月 1 1 日付けで原告に対してした、原告の平成 6 年分ないし平成 1 0 年分の所得税に係る各修正申告に名を借りた所得税賦課決定処分、平成 6 年ないし平成 8 年の各課税期間の消費税並びに平成 9 年及び平成 1 0 年の各課税期間の消費税及び地方消費税に係る各修正申告に名を借りた消費税及び地方消費税の賦課決定処分をいずれも取り消す。〔請求の趣旨 1、前記事務連絡〕

イ 加古川税務署長が平成 1 1 年 8 月 1 1 日付けで原告に対してした、平成 6 年分ないし平成 1 0 年分の所得税の賦課決定処分の無効を確認する。〔請求の趣旨 5 ないし 8、請求趣旨第 3 項追加〕

ウ 加古川税務署長が平成 1 1 年 8 月 1 1 日付けで原告に対してした、平成 1 0 年分の所得税の賦課決定処分の無効を確認する。〔請求の趣旨 9 前段〕

(2) ア 原告が平成 1 1 年 8 月 1 1 日にした平成 6 年分ないし平成 1 0 年分の所得税に係る各修正申告をいずれも取り消す。〔請求趣旨 1 ⑦、請求の趣旨 2 0 前段〕

イ 原告が平成 1 1 年 8 月 1 1 日にした平成 6 年ないし平成 8 年の各課税期間の消費税並びに平成 9 年及び平成 1 0 年の各課税期間の消費税及び地方消費税に係る各修正申告をいずれも取り消す。〔請求の趣旨 2 0 後段〕

5 (1) 加古川税務署長が平成 1 3 年 1 2 月 1 8 日付けで原告に対してした、原告の平成 6 年分な

いし平成10年分の所得税に係る各修正申告に対する異議申立てを却下する旨の決定を取り消す。〔請求の趣旨11〕

(2) 加古川税務署長が平成19年11月2日付けで原告に対してした、原告の異議申立てを棄却する旨の決定を取り消す。〔請求の趣旨12〕

(なお、原告が「請求の趣旨12」として各書面で表示していたのは、「平成12年2月15日提出の平成6年分ないし平成10年分の所得税及び重加算税の各賦課処分に対してした平成19年11月2日付けの異議決定書は理由付記を欠く処分であり、取消しを求める。」というものであるが、後記前提事実(3)イのとおり、同日付けの異議決定の対象となるのは、重加算税賦課決定処分だけであり、しかも、平成9年分及び平成10年分の所得税並びに平成9年及び平成10年を課税期間とする消費税及び地方消費税に係るものであることから、上記のとおり摘示した。)

(3) 加古川税務署長が平成20年7月4日付けで原告に対してした、原告の平成6年分ないし平成10年分の所得税に係る更正の請求に対する更正すべき理由がない旨の通知処分に対する異議申立てを棄却する旨の決定を取り消す。〔請求の趣旨13〕

6 平成6年分ないし平成10年分の所得税、平成6年ないし平成8年の各課税期間の消費税並びに平成9年及び平成10年の各課税期間の消費税及び地方消費税の各延滞税、上記所得税、消費税及び地方消費税に係る重加算税の延滞税を取り消す。〔前記事務連絡、原告の第一準備書面(平成21年4月27日付け)36頁の請求の趣旨追加〕

7(1) 被告は、原告に対し、本税645万円、これに対する消費税、本税及び消費税に対する各重加算税、延滞税並びに約定利息(利子税)に相当する金員を支払え。〔原告の第一準備書面(平成21年4月27日付け)40頁〕

(2) 被告は、原告に対し、2億4154万9300円を支払え。〔原告の第6準備書面(平成21年11月24日付け)9頁〕

第2 事案の概要

本件は、原告が、平成6年分ないし平成10年分の所得税並びに平成6年ないし平成10年の各課税期間の消費税及び地方消費税に関して、①更正の請求に対する更正すべき理由がない旨の通知処分の取消し等、②重加算税賦課決定処分の取消し等、③青色申告承認取消処分の取消し、④修正申告に名を借りた賦課決定処分及び当該修正申告自体の取消し、⑤異議申立てに対する却下又は棄却の決定の取消し、⑥延滞税の取消し、⑦原告が納めた所得税等の還付をそれぞれ求める事案である。

1 法令の定め

別紙「関係法令一覧」のとおり。

2 前提事実(証拠等の掲記がない事実は当事者間に争いがない。)

(1) 確定申告、修正申告等

ア 確定申告

原告は、平成6年分ないし平成10年分(以下、これらを併せて「本件各年分」という。)の所得税について、別表1-1及び別表1-2の各「確定申告」欄記載のとおり、青色の各確定申告書を、平成6年ないし平成10年の各課税期間(以下、これらを併せて「本件各課税期間」という。)の消費税等(平成6年ないし平成8年の各課税期間は消費税を、平成9年及び平成10年の各課税期間は消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。また、以下、平

成9年分及び平成10年分の所得税並びに平成9年及び平成10年の各課税期間の消費税等を「平成9年と平成10年の所得税及び消費税等」という。)について、別表2の「確定申告」欄記載のとおり、各確定申告書を、いずれも法定申告期限内に加古川税務署長に提出した(甲41、45ないし47、179、180、218)。

イ 更正処分

加古川税務署長は、平成8年4月24日付けで、原告に対し、平成7年分の所得税について、別表1-1の「更正処分」欄記載のとおり、更正処分をした。

ウ 修正申告と納付

原告の妻の乙(以下「乙」という。)は、平成11年8月11日、本件各年分の所得税及び本件各課税期間の消費税等について、別表1-1、別表1-2及び別表2の各「修正申告」欄記載のとおり、原告名義の修正申告書を作成し、加古川税務署長に提出した(甲36ないし40、94。以下、併せて「本件各修正申告」という。)。原告は、同月7日から同月16日までの間、海外渡航中であり、本件各修正申告の際は国内にいなかった(甲26、100)。

同月11日、別表4、5記載のとおり、本件各修正申告により生じた所得税及び消費税等がすべて納付され、平成12年2月24日、各延滞税もすべて納付された(同表掲記の証拠)。

エ 異議申立て、異議決定

原告は、平成13年7月30日、加古川税務署長に対し、本件各年分の所得税に係る各修正申告の取消しを求める異議申立てをしたが(甲217)、同税務署長は、同年12月18日付けで、これを却下する異議決定をした(甲169、170。以下「本件異議決定1」という。)。同決定書は同月20日に原告に送達された(乙13)。

オ 審査請求、裁決

(ア) 原告は、平成14年1月18日、国税不服審判所長に対し、本件各年分の所得税に係る各修正申告の取消しを求める審査請求をしたが(乙2)、同所長は、同年3月6日付けで、修正申告は国税通則法75条1項に規定する国税に関する法律に基づく処分に当たらず、同審査請求は不適法であるとして、これを却下する裁決をした(乙3)。

(イ) 原告は、平成20年1月30日、国税不服審判所長に対し、本件各修正申告の取消しを求める審査請求をしたが(乙4)、同所長は、同年7月3日付けで、上記(ア)と同様に、同審査請求は不適法であるとして、これを却下する裁決をした(乙5)。

(ウ) 原告は、平成20年8月4日、国税不服審判所長に対し、本件各修正申告の取消しを求める審査請求をしたが(甲219ないし223、乙8ないし12)、同所長は、平成21年6月18日付けで、上記(ア)と同様に、同審査請求は不適法であるとして、これを却下する裁決をした(甲172)。

(2) 青色申告承認取消処分

加古川税務署長は、平成11年12月24日付けで、原告に対し、平成6年分以後の所得税の青色申告の承認を取り消す処分をした(甲57。以下「本件青色申告承認取消処分」という。)。原告は、同処分について、異議申立ても審査請求もしていない。

(3) 重加算税賦課決定処分

ア 重加算税賦課決定処分

加古川税務署長は、平成12年1月18日付けで、原告に対し、別表1-1、別表1-2及び別表2の各「賦課決定」欄記載のとおり、本件各年分の所得税及び本件各課税期間の消

費税等に係る重加算税の各賦課決定処分をした（甲196ないし202）。

原告は、同年2月24日、別表4、5記載のとおり、本件各年分の所得税及び本件各課税期間の消費税等に係る重加算税をすべて納付した（同表掲記の証拠）。

イ 異議申立て、異議決定

原告は、平成12年2月15日、加古川税務署長に対し、平成9年と平成10年の所得税及び消費税等に係る各重加算税賦課決定処分の取消しを求める異議申立てをしたが（甲195）、同税務署長は、平成19年11月2日付けで、これを棄却する異議決定をした（甲174、175。以下「本件異議決定2」という。）。同決定書は同月5日に原告に送達された（乙13）。

なお、原告は、平成6年分ないし平成8年分の所得税及び平成6年ないし平成8年の各課税期間の消費税に係る各重加算税賦課決定処分について、異議申立てをしていない。

ウ 審査請求、裁決

(ア) 原告は、平成19年12月4日、国税不服審判所長に対し、本件各年分の所得税及び本件各課税期間の消費税等に係る各重加算税賦課決定処分の取消しを求める審査請求をした（乙6）。

(イ) 原告は、平成20年1月30日、国税不服審判所長に対し、本件各年分の所得税及び本件各課税期間の消費税等に係る各重加算税賦課決定処分の取消しを求める審査請求をしたが（乙4）、同所長は、同年7月3日付けで、同審査請求は上記(ア)の審査請求と二重にされたものであり、重ねて審査請求する利益はないから不適法であるとして、これを却下する裁決をした（乙5）。

(ウ) 原告は、平成20年8月4日、国税不服審判所長に対し、本件各年分の所得税及び本件各課税期間の消費税等に係る各重加算税賦課決定処分の取消しを求める審査請求をしたが（甲219ないし223、乙8ないし12）、同所長は、平成21年6月18日付けで、不適法であるとして、これを却下する裁決をした（甲172）。

(エ) 国税不服審判所長は、平成20年11月21日、上記(ア)の審査請求について、平成6年分ないし平成8年分の所得税及び平成6年ないし平成8年の各課税期間の消費税に係る各重加算税賦課決定処分に対する審査請求に係る審理と、平成9年と平成10年の所得税及び消費税等に係る各重加算税賦課決定処分に対する審査請求に係る審理を分離した（甲192）。

(オ) 国税不服審判所長は、平成20年11月26日付けで、原告に対し、上記(エ)で審理を分離した平成6年分ないし平成8年分の所得税及び平成6年ないし平成8年の各課税期間の消費税に係る各重加算税賦課決定処分に対する審査請求については不適法であるとして、これを却下する裁決をした（乙1）。

(カ) 原告は、平成20年12月8日、国税不服審判所長に対し、本件各年分の所得税及び本件各課税期間の消費税等に係る各重加算税賦課決定処分の取消しを求める審査請求をしたが、同所長は、平成21年6月18日付けで、不適法であるとして、これを却下する裁決をした（甲173）。

(キ) 国税不服審判所は、平成22年12月22日付けで、原告に対し、上記(エ)で審理を分離した平成9年と平成10年の所得税及び消費税等に係る各重加算税賦課決定処分に対する審査請求について、平成9年分の所得税に係る重加算税賦課決定処分のうち加算税

額1713万2500円を超える部分（165万5500円）及び平成9年の課税期間の消費税等に係る重加算税賦課決定処分のうち加算税額146万6500円を超える部分（12万2500円）を取り消し、その余の請求を棄却する裁決をした（記録上明らか）。

(4) 更正の請求と更正すべき理由がない旨の通知処分

ア 平成12年3月7日の更正の請求

(ア) 更正の請求

原告は、平成12年3月7日、加古川税務署長に対し、平成10年分の所得税について、別表1-2の「更正の請求」（同日付けのもの）欄記載のとおり、国税通則法23条1項に基づき更正の請求をした（甲25）。

(イ) 更正をすべき理由がない旨の通知処分

加古川税務署長は、平成13年12月20日付けで、原告に対し、上記更正の請求について、更正すべき理由がない旨の通知処分をした（以下「本件通知処分1」という。）ところ、同通知書には、理由が付記されておらず、「この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に…国税不服審判所長（…）に対して審査請求することができます。」との教示が記載されていた（甲97）。

(ウ) 審査請求

a 原告は、平成14年2月22日、国税不服審判所長に対し、本件通知処分1の取消しを求める審査請求をした（甲95、乙7）。

b 原告は、平成20年1月30日、国税不服審判所長に対し、本件通知処分1の取消しを求める審査請求をしたが（乙4）、同所長は、同年7月3日付けで、同審査請求は上記aの審査請求と二重にされたものであり、重ねて審査請求する利益はないから不適法であるとして、これを却下する裁決をした（乙5）。

イ 平成20年3月14日の更正の請求

(ア) 更正の請求

原告は、平成20年3月14日、加古川税務署長に対し、本件各年分の所得税について、別表1-1、別表1-2及び別表2の各「更正の請求」（同日付けのもの）欄記載のとおり、各更正の請求をした（甲59ないし63）。

(イ) 更正をすべき理由がない旨の通知処分

加古川税務署長は、平成20年4月2日付けで、上記各更正の請求について、更正すべき理由がない旨の各通知処分をした（以下、これらを併せて「本件通知処分2」という。）ところ、同通知書には理由が付記されていなかった（甲101ないし105）。

(ウ) 異議申立て、異議決定

原告は、平成20年5月30日、加古川税務署長に対し、本件通知処分2の取消しを求める異議申立てをしたが、同税務署長は、同年7月4日付けで、これを棄却する異議決定をした（甲206。以下「本件異議決定3」という。）。同決定書は同月5日に原告に送達された（乙13）。

(エ) 審査請求

原告は、平成20年8月4日、国税不服審判所長に対し、本件通知処分2の取消しを求める審査請求をした（甲219ないし223、乙8ないし12）。

(5) 別件刑事事件の経緯

ア 大阪国税局査察部（以下「査察部」という。）は、平成11年8月23日、原告を納税義務者、乙を行為者として、平成7年分ないし平成9年分の所得税法違反嫌疑事件で神戸地方検察庁に告発した（甲90）。

イ 神戸地方検察庁検察官は、平成12年4月28日、原告及び乙を、平成7年分ないし平成9年分の所得税法違反の事実で神戸地方裁判所に起訴した（乙46）。公判審理の過程において、検察官は、平成7年分ないし平成9年分の所得税に係る総所得金額を減額する訴因変更をした（甲15、16、181、182）。

ウ 神戸地方裁判所は、平成18年3月27日、訴因変更後の公訴事実を認定した上、乙を懲役1年6月、執行猶予3年間に、原告を罰金3000万円にそれぞれ処する旨の判決を言い渡した（乙54）。

エ 原告及び乙は、これを不服としてそれぞれ控訴したが、大阪高等裁判所は、平成19年1月24日、上記各控訴を棄却する旨の判決を言い渡した（乙55）。

オ 原告及び乙は、これを不服としてそれぞれ上告したが、最高裁判所は、平成21年3月26日、上記各上告を棄却する旨の決定をした（乙56）。原告及び乙は、これに対してそれぞれ異議の申立てをしたが、同年4月14日、いずれも棄却された（乙57）。

（前記(1)ないし(5)について、本件訴訟に至るまでの経緯等は別表3のとおり。）

(6) 訴えの提起（当裁判所に顕著）

原告は、平成20年10月3日、本件訴訟を提起した。

(7) 文書提出命令の申立て（当裁判所に顕著）

ア 原告は、平成21年7月24日、原告の所得税に係る課税の根拠となる関係文書等について、文書提出命令の申立てをした（同年（〇〇）第●●号）。

イ 原告は、同年9月28日、加古川税務署や国税不服審判所が収集した資料等について、文書提出命令の申立てをした（同年（〇〇）第●●号）。

3 争点等

(1) 本案前

本件各訴えのうち、次の各訴えについては、それぞれに掲げる訴訟要件の具備が争われている。

ア 本件通知処分1が誤りであることの確認を求める訴え（前記第1、1(5)）

同一の処分について、取消しの訴えと無効確認の訴えが併合提起され、前者の訴えが訴訟要件等を具備する適法なものである場合に、後者の訴えについて、訴えの利益が認められるか

イ 本件各年分の所得税に係る各重加算税賦課決定処分の取消しの訴え（前記第1、2(1)ア）、本件各課税期間の消費税等に係る各重加算税賦課決定処分の取消しの訴え（前記第1、2(1)イ）

平成6年分ないし平成8年分の所得税並びに平成6年分ないし平成8年分の各課税期間の消費税に係る各重加算税賦課決定処分の取消しを求める訴えについて、適法な不服申立てを前置しているか

（なお、原告は、本来、簡便な不服申立てをするか、裁判所に訴訟を提起するかは納税者の自由な判断に委ねられるべきものであり、納税者の意思に反して不服申立てを強制される合理的理由は存在しないなどとして、国税通則法上の不服申立前置制度を論難するとともに

に、本件において不服申立てをしたとしても、原処分庁の判断と同様の判断がされること
が明らかであり、前置主義の対象から除外すべきであるなどと主張する。)

ウ 平成12年1月18日付け平成9年と平成10年の所得税及び消費税等の重加算税賦課
決定処分が誤りであることの確認を求める訴え（前記第1、2(2)イ)

(ア) 同一の処分について、取消しの訴えと無効確認の訴えが併合提起され、前者の訴えが
訴訟要件等を具備する適法なものである場合に、後者の訴えについて、訴えの利益が認め
られるか

(イ) 処分の効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達する
ことができないといえるか

エ 本件青色申告承認取消処分の取消しの訴え（前記第1、3）

適法な不服申立てを前置しているか

(なお、原告は、上記イの主張に加えて、重加算税賦課決定処分と青色申告承認取消処分は
相互に密接な関連を有し、実体的要件が実質的に共通であるから、一方について異議申立
てを経ているれば、他方の異議申立てに対しても同じ判断がされるため、わざわざ両方の異
議申立前置を要求する理由はないところ、原告は重加算税賦課決定処分について異議申立
てをしているので、青色申告承認取消処分について異議申立てを経ないことに正当な理由
があるなどと主張する。)

オ 本件各修正申告に名を借りた各所得税及び消費税等の賦課決定処分の取消しを求める訴
え（前記第1、4(1)ア)

上記各賦課決定処分が存在するか

(なお、原告は、国家権力により、脅迫、こじつけ、圧迫感を与え騙して原告に確認せず別
人に各修正申告をさせていたことから、各修正申告が課税処分に値する旨主張する。)

カ 本件各修正申告が無効であることを理由に本件各修正申告の取消しを求める訴え（前記第
1、4(2)）

上記各修正申告が抗告訴訟の対象となる処分に該当するか

キ 本件異議決定1の取消しの訴え（前記第1、5(1)）、本件異議決定2の取消しの訴え（前
記第1、5(2)）、本件異議決定3の取消しの訴え（前記第1、5(3)）

出訴期間を遵守しているか、遵守していないとして正当な理由があるか

ク 本件各年分の所得税及び本件各課税期間の消費税等の延滞税並びに上記所得税、消費税等
に係る重加算税の延滞税の各取消しを求める訴え（前記第1、6）

延滞税について取消しの対象となる処分が存在するか

ケ 本税645万円及びこれに対する消費税、本税及び消費税に対する各重加算税、延滞税並
びに約定利息（利子税）に相当する金員の支払を求める訴え（前記第1、7(1)）

給付の内容が特定されているか

(2) 本案

本案における主要な争点は、大要、次のとおりである。

ア 本件通知処分1の適法性（前記第1、1(1)）

①処分書には理由が付記されていないところ、処分書において理由を付記することが必要
であるか、②原告が海外旅行で不在であった時期に、平成10年分の所得税に係る修正申告
書を提出させたことにより、同修正申告が無効であるか、③原告の平成10年分の所得税に

ついて、総所得金額及び納付すべき税額がいくらか、がそれぞれ争われている。

イ 本件通知処分2の適法性（前記第1、1(2)）

①処分書には理由が付記されていないところ、処分書において理由を付記することが必要であるか、②別件刑事事件において訴因変更がされたことが、国税通則法23条2項が定める更正の請求事由に該当するか、③原告の平成6年分ないし平成10年分の所得税について、総所得金額及び納付すべき税額がいくらか、がそれぞれ争われている。

ウ 各加重算税賦課決定処分の適法性（前記第1、2(1)ア、イ）

①原告の所得又は株式会社A（以下「A」という。）の所得のいずれに帰属するか、②本件各修正申告が有効であるか、③課税標準等の計算の基礎となるべき事実に隠ぺいし、又は仮装した行為があったか、④加重算税の額はいくらか、がそれぞれ争われている。

エ 被告は原告に対し過誤納金の還付義務を負うか（前記第1、7(1)、(2)）

①過誤納金が発生しているか、②仮に過誤納金が発生しているとして、その還付請求権が時効により消滅しているか、がそれぞれ争われている。

第3 当裁判所の判断

1 本件各訴えの適法性

なお、下記(1)、(2)、(6)ア、(7)、(9)イ、ウについては、第2、3(1)の争点等には挙げていないが、職権で判断する。

(1) 本件通知処分1が理由付記を欠く処分であることを理由に同処分の取消しを求める訴え（前記第1、1(3)）について

原告は、平成21年9月28日に上記訴えを追加したが、本件通知処分1については、その取消しを求める訴え（前記第1、1(1)）が既に平成20年11月26日に提起されて当裁判所に係属しており（当裁判所に顕著）、同一の処分について違法事由を異にしてその取消しを求める場合でも、これらが別個の訴えであるということとはできないから、上記追加された訴えは、二重起訴に当たり不適法というほかない（行政事件訴訟法7条、民事訴訟法142条）。

(2) 本件通知処分2が理由付記を欠く処分であることを理由に同処分の取消しを求める訴え（前記第1、1(4)）について

原告は、平成21年9月28日に上記訴えを追加したが、本件通知処分2についても、その取消しを求める訴え（前記第1、1(2)）が既に平成20年11月26日に提起されて当裁判所に係属しており（当裁判所に顕著）、上記追加された訴えは、上記(1)と同様に不適法である。

(3) 本件通知処分1が誤りであることの確認を求める訴え（前記第1、1(5)）について

上記訴えは、本件通知処分1が無効であることの確認を求める訴えであると解されるが、原告は、本件通知処分1について、その取消しを求める訴え（前記第1、1(1)）を適法に提起しているのであり、これに加えて処分の無効確認を求める必要性を見出すことはできないから、上記無効確認の訴えは、訴えの利益を欠いた不適法なものというべきである。

(4) 本件各年分の所得税に係る各加重算税賦課決定処分の取消しの訴え（前記第1、2(1)ア）について

ア まず、加重算税賦課決定処分については、異議申立て及び審査請求の2段階の不服申立てを経なければ、その取消しの訴えを提起することができない（国税通則法115条1項）。

原告の平成6年分ないし平成8年分の所得税に係る各加重算税賦課決定処分については、原告は平成19年12月4日の審査請求に先立って異議申立てをしていないし（前記前提事

実(3)イ)、本件全証拠によっても、異議申立てをしないで審査請求をすることができる場合(国税通則法75条4項各号)に該当することは認められないから、上記審査請求は、不適法である。

したがって、上記訴えのうち、平成6年分ないし平成8年分の所得税に係る各重加算税賦課決定処分の取消しを求める各訴えは、いずれも適法な不服申立てを経ていないから、不適法なものである。

原告は、本件においては不服申立てを経る必要がないとして縷々主張するが、いずれも独自の見解に基づくものであって、採用できない。

イ また、原告の平成9年分の所得税に係る重加算税賦課決定処分については、国税不服審判所長による平成22年12月22日付け裁決により、その一部(重加算税額1713万2500円を超える部分)が取り消されているため(前記前提事実(3)ウ(キ))、同部分の効力は失われ、その取消しを求める利益がない。

したがって、上記訴えのうち、平成9年分の所得税に係る重加算税賦課決定処分のうち重加算税額1713万2500円を超える部分の取消しを求める訴えは、不適法である。

(5) 本件各課税期間の消費税等に係る各重加算税賦課決定処分の取消しの訴え(前記第1、2(1)イ)について

ア まず、上記訴えのうち、平成6年ないし平成8年の各課税期間の消費税に係る各重加算税賦課決定処分の取消しを求める各訴えは、前記(4)アと同様に、いずれも適法な不服申立てを経ていないから、不適法なものである。

イ また、上記平成9年の課税期間の消費税等に係る重加算税賦課決定処分のうち重加算税額146万6500円を超える部分の取消しを求める訴えは、前記(4)イと同様に、平成22年12月22日付け裁決によって既に効力が失われている部分の取消しを求めるものであるため、不適法である。

(6) ①平成12年1月18日付け重加算税賦課決定処分の無効確認を求める訴え(前記第1、2(2)ア)、②同日付け平成9年と平成10年の所得税及び消費税等に係る重加算税賦課決定処分が誤りであることの確認を求める訴え(前記第1、2(2)イ)について

ア(ア) 上記①の訴えのうち平成9年と平成10年の所得税及び消費税等の重加算税賦課決定処分の無効確認を求める部分は、原告において、平成9年と平成10年の所得税及び消費税等に係る各重加算税賦課決定処分の取消しを求める訴え(前記第1、2(1)イの一部)を適法に提起しているのであり、これに加えて、処分の無効確認を求める必要性を見出すことはできないから、上記無効確認の訴えは、訴えの利益を欠いた不適法なものというべきである。

(イ) また、行政処分の無効確認の訴えは、処分の効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができないことが必要であるところ(行政事件訴訟法36条)、原告は、前記前提事実(3)アのとおり、上記各重加算税賦課決定処分に基づく重加算税を全額納付済みであり、これらの処分の無効を前提とする納付税額相当額の過誤納金の還付又は不当利得返還を求める訴えによって目的を達することができるというべきであるから、この点においても、上記①の訴えは、不適法である。

イ 上記②の訴えは、加古川税務署長が平成12年1月18日付けでした原告の平成9年と平成10年の所得税及び消費税等に係る各重加算税賦課決定処分の無効確認の訴えであると

解されるが、上記①の訴えに含まれており、二重起訴になっており、その点で不適法である。

また、上記②の訴えは、上記①の訴えのうち原告の平成9年と平成10年の所得税及び消費税等に係る各重加算税賦課決定処分の無効確認を求める部分と同様に、取消しを求める適法な訴えが提起されていることにより、訴えの利益を欠き、不適法である。

さらに、上記②の訴えは、上記①の訴えと同様に上記各重加算税賦課決定処分の無効を前提とする納付税額相当額の過誤納金の還付又は不当利得返還を求める訴えによって目的を達することができるというべきであるから、この点においても、不適法である。

- (7) 平成12年1月18日付け消費税等の重加算税の賦課決定通知書の321万6500円を取り消すとの判決を求める訴え（前記第1、2(3)）について

原告は、平成21年11月24日に上記訴えを追加したが、同訴えは、既に平成20年11月26日に提起された本件各課税期間の消費税等に係る各重加算税賦課決定処分の取消しを求める訴え（前記第1、2(1)イ）と同一の訴えであるから、二重起訴に当たり不適法である。

- (8) 本件青色申告承認取消処分の取消しの訴え（前記第1、3）について

本件青色申告承認取消処分について、原告は異議申立ても審査請求もしていないところ（前記前提事実(2)）、本件全証拠によっても、異議申立てについての決定及び審査請求についての裁決を経ないで訴えを提起することができる場合を規定する国税通則法115条1項各号に該当するとは認められないから、上記処分の取消しを求める訴えは、適法な不服申立てを経ていない不適法なものである。

この点、原告は、重加算税賦課決定処分と青色申告承認取消処分は、相互に密接な関連を有し、実体的要件が実質的に共通であり、重加算税賦課決定処分について異議申立てを経ているから、青色申告承認取消処分について異議申立てを経ないことに正当な理由がある旨主張する。

しかし、これら2つの処分は、それぞれ別個の目的を有し別個の効果を生ずる独立の処分であって、各処分が実質的に同一である場合に当たるということができないし、各処分が処分の理由を共通にし、不服申立てにおいて攻撃する点も専ら共通の処分理由に対するものであり、かつそれに対する行政庁等の基本的判断が一つの処分に対する不服申立手続において既に示されていて変更の余地がない場合に当たるということもできないから、国税通則法115条1項3号の「その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき」に該当しないというべきである。

このほか、原告は、本件においては不服申立てを経る必要がないとして縷々主張するが、いずれも独自の見解に基づくものであって、採用できない。

- (9) 本件各修正申告に名を借りた各賦課決定処分の取消しを求める訴え（前記第1、4(1)ア）、所得税の無効を求める訴え（同4(1)イ、ウ）について

ア 所得税法及び消費税法は、納付すべき税額の確定の手続について、原則として、申告納税方式によっており、税務署長の更正処分等がない限り、納付すべき税額は、納税者のする申告によって確定する（国税通則法16条1項1号）。この場合には、税務署長の賦課決定処分は存在しない。

本件において、原告は、前記前提事実(1)のとおり、本件各年分の所得税及び本件各課税期間の消費税等について、いずれも確定申告をし、その後、これらに係る本件各修正申告を行っており、税務署長が更正等の処分をした事実は認められない。

原告は、国家権力により、脅迫、こじつけ、圧迫感を与え騙して原告に確認せず別人に本

件各修正申告をさせていたことから、本件各修正申告が課税処分に値する旨主張するが、仮に原告主張のような事情があったとしても、それは本件各修正申告の効力に影響を及ぼすものにすぎず、これにより加古川税務署長による「所得税賦課決定処分」があったとみる余地はない。

したがって、上記各賦課決定処分の取消しを求める訴えは、存在しない処分の取消しを求めるものであって、不適法である。

イ 原告は、本件各年分の所得税の賦課決定処分の無効の確認を求めているところ、これについても上記アと同様、存在しない処分の無効の確認を求めるものであって、不適法である。

ウ 原告は、上記イの訴えとは別に平成10年分の所得税の賦課決定処分の無効の確認を求めているところ、上記アと同様、存在しない処分の無効の確認を求めるものであって、不適法である。

(10) 本件各修正申告が無効であることを理由に本件各修正申告の取消しを求める訴え（前記第1、4(2)）について

修正申告は、納税申告書を提出した者等が、その申告等に係る税額が過少であること等を理由として、その申告等について当該課税標準等又は税額等を修正する納税申告であり（国税通則法19条1項、2項）、その主体は私人であって、行政処分の主体となりうる国又は公共団体その他の行政庁でないことは明らかであるから、抗告訴訟の対象となる処分には該当しない。

したがって、本件各修正申告の取消しの訴えは、不適法である。

(11) 本件異議決定1の取消しを求める訴え（前記第1、5(1)）について

ア 取消訴訟は、原則として、処分又は裁決があったことを知った日から6か月を経過したときは、提起することができない（行政事件訴訟法14条1項。なお、平成16年法律第84号（施行日は平成17年10月1日）による改正前の行政事件訴訟法14条1項において、取消訴訟は、処分又は裁決があったことを知った日から3か月以内に提起しなければならないとされ、改正附則4条において、上記改正の施行前に期間が満了した処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例によるとされていた。）。

そして、課税処分に対する異議申立てについて税務署長がした決定の取消しを求める訴えの出訴期間は、行政事件訴訟法14条3項の適用がなく、課税処分に対する審査請求について裁決があったことを知った日又は裁決の日から起算するのではなく、異議申立てについての決定があったことを知った日又は決定の日からこれを起算すべきものである（最高裁判所昭和51年5月6日第一小法廷判決・民集30巻4号541頁参照）。

イ 前記前提事実(1)エのとおり、本件異議決定1は平成13年12月18日付けでされ、同月20日に同決定書が原告に送達されている。ところが、原告が本件異議決定1の取消しの訴えを追加したのは平成21年4月27日であって（当裁判所に顕著）、本件全証拠によっても、これについて正当な理由を認めるに足りない。

ウ したがって、本件異議決定1の取消しを求める訴えは、出訴期間を徒過した不適法なものである。

(12) 本件異議決定2の取消しを求める訴え（前記第1、5(2)）について

ア 前記前提事実(3)イのとおり、本件異議決定2は平成19年11月2日付けでされ、同月5日に同決定書が原告に送達されている。ところが、原告が本件異議決定2の取消しの訴えを追加したのは平成21年4月27日であって（当裁判所に顕著）、本件全証拠によっても、

これについて正当な理由を認めるに足りない。

イ したがって、本件異議決定2の取消しを求める訴えは、出訴期間を徒過した不適法なものである。

(13) 本件異議決定3の取消しを求める訴え（前記第1、5(3)）について

ア 前記前提事実(4)イ(ウ)のとおり、本件異議決定3は平成20年7月4日付けでされ、同月5日に同決定書が原告に送達されている。ところが、原告が本件異議決定3の取消しの訴えを追加したのは平成21年4月27日であって（当裁判所に顕著）、本件全証拠によっても、これについて正当な理由を認めるに足りない。

イ したがって、本件異議決定3の取消しを求める訴えは、出訴期間を徒過した不適法なものである。

(14) 本件各年分の所得税及び本件各課税期間の消費税等の延滞税並びに同所得税及び消費税等に係る重加算税の延滞税の各取消しを求める訴え（前記第1、6）について

ア 国税通則法15条3項6号は、納税義務の成立と同時に特別の手續を要しないで納付すべき税額が確定する国税として、延滞税を掲げており、同法60条1項各号において延滞税の発生事由が定められ、同条2項において延滞税の額の計算方法が定められているのであって、延滞税について取消しの対象となる処分は存在しない。

したがって、上記延滞税の取消しを求める訴えは、存在しない処分の取消しを求めるものであり、いずれも不適法である。

イ また、延滞税の発生事由を定めた国税通則法60条1項各号によれば、重加算税賦課決定処分により延滞税が発生する余地はないから、その取消しを求める訴えは、この点からも不適法である。

(15) 本税645万円及びこれに対する消費税、本税及び消費税に対する各重加算税、延滞税並びに約定利息（利子税）に相当する金員の支払を求める訴え（前記第1、7(1)）について

上記訴えのうち、本税645万円に対する消費税、本税及び消費税に対する各重加算税、延滞税並びに約定利息（利子税）に相当する金員の支払を求める部分は、給付内容が全く特定されておらず、不適法というほかない。

(16) 小括

以上によれば、本件各訴えのうち、上記(1)ないし(15)において不適法としたものを除く各訴え、すなわち、①本件通知処分1の取消しの訴え（前記第1、1(1)）、②本件通知処分2の取消しの訴え（前記第1、1(2)）、③平成9年分及び平成10年分の所得税に係る各重加算税賦課決定処分（ただし、平成9年分の所得税に係るものについては平成22年12月22日付け裁決により一部取り消された後のもの）の取消しの訴え（前記第1、2(1)アの一部）、④平成9年及び平成10年の各課税期間の消費税等に係る各重加算税賦課決定処分（ただし、平成9年の課税期間の消費税等に係るものについては平成22年12月22日付け裁決により一部取り消された後のもの）の取消しの訴え（前記第1、2(1)イの一部）、⑤本税645万の支払を求める訴え（前記第1、7(1)の一部）、⑥2億4154万9300円の支払を求める訴え（前記第1、7(2)）は、それぞれ適法である。

2 本件通知処分1の適法性

(1) 理由付記の要否について

ア 原告は、本件通知処分1について、通知書に理由付記がされていないことは、処分の内容

の適否を問うことなく、それだけで取り消されるべきものである旨主張する。

イ しかしながら、更正をすべき理由がない旨の通知処分2の通知書に理由を付記すべきことを要求した規定は見当たらないから、更正の請求があった場合には、税務署長は、国税通則法23条4項に基づき、その請求に係る課税標準等又は税額等について調査し、その結果更正をすべき理由がないと判断したときは、請求者にその旨を通知すれば足り、理由を付記することまで要しないと解するのが相当である。

原告の指摘する最高裁判所判決及び通達は、いずれも青色申告に係る更正処分についての理由付記に関するものであり、本件通知処分1と異なる。原告の主張は採用しない。

(2) 更正の請求事由該当性について

ア 原告は、「国税局も甲の海外旅行中に修正申告を乙に強要した。」「甲不在時に「数額」の確認を納税者である甲にまったく知らせることなく平成11年8月11日(株)Aの代表である乙に平成10年分の修正申告書を加古川税務署へ提出させる。」などとして、「平成10年分当初申告の確定申告は正しいものであり、甲不在時にまた甲の知らない間に既に提出してあった平成10年分の修正申告が誤りである。そして平成12年3月7日提出の平成10年分所得税の更正の請求書は正当である。」と主張する。

これは、原告が不在の際、国税局査察官が乙に平成10年分の所得税に係る修正申告を提出させたことが更正の請求事由に該当する旨主張するものと解される(なお、更正の請求に先行する修正申告が無効であれば、同修正申告によって税額が確定されることはないから、更正の請求との関係で、同修正申告の無効を主張することは無意味である。)

イ しかしながら、上記更正の請求は、国税通則法23条1項に基づきなされているところ、同項に基づく更正の請求ができる場合は、同項1号に規定する場合(同項2、3号も同項1号に規定する理由を前提とする。)に限定されるものと解すべきであって、原告の主張するような修正申告の作成、提出の経緯が同項1号に規定する事由に該当しないことは明らかである。原告の主張は独自の見解であり、採用できない。

(3) 小括

したがって、原告の平成12年3月7日の更正の請求について、更正すべき理由がないとした本件通知処分1は、適法であり、原告の平成10年の所得税の額については、判断するまでもない。

3 本件通知処分2の適法性

(1) 理由付記の要否について

ア 原告は、本件通知処分2について、通知書に理由付記がされていないことは、処分の内容の適否を問うことなく、それだけで取り消されるべきものである旨主張する。

イ しかし、前記2(1)イで判示したとおり、税務署長は、更正をすべき理由がないと判断したときは、請求者にその旨を通知すれば足り、理由を付記することまで要しないと解するのが相当であるから、本件通知処分2に理由付記がないことをもって、違法ということはできない。

(2) 更正の請求事由該当性について

ア 原告は、別件刑事事件において訴因変更がされ、修正申告における税額を下回る税額が判決で認定されたことから、国税通則法23条2項に基づいて通知処分2に係る更正の請求をしたと主張する。

イ しかしながら、同項1号が「その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決（判決と同一の効力を有する和解その他の行為を含む。）により、その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したとき」に更正の請求ができるとされている趣旨は、同条1項に定める一般の更正の請求の例外である後発的事由による更正の請求ができる場合の一つとして、申告等に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実関係について私人間に紛争が生じ、判決、和解等によってこれと異なる事実が明らかとなった場合に更正の請求を認めようとしたものであるから、そこにいう「判決」とは民事事件の判決を意味し、犯罪事実の存否、範囲を確定するにすぎない刑事事件の判決はこれに含まれないと解するのが相当である。

そうすると、原告が主張するように、別件刑事事件において訴因変更がされ、この変更後の事実と同一の事実が判決において認定されたとしても、国税通則法23条2項1号に基づく更正の請求をする余地はなく、また、同項2号及び3号（国税通則法施行令6条1項各号）が定める事由にも該当しないことは明らかであるから、結局、原告の平成20年3月14日の更正の請求は、国税通則法23条2項所定の請求事由に該当しないものである。

ウ なお、原告は、後記4(2)アと同じく、担当査察官や検察官の言動等を理由として本件各修正申告が無効であるとし、これをもって、本件通知処分2について国税通則法23条2項所定の請求事由があるとも主張するが、原告の主張する点が同項所定の請求事由に該当しないことは、明らかである。そのほか、原告は、本件通知処分2に係る更正の請求事由該当性について縷々主張するが、いずれも該当しない。

(3) 小括

したがって、原告の平成20年3月14日の更正の請求について、更正すべき理由がないとした本件通知処分2は、適法であり、原告の平成6年分ないし平成10年分の所得税の額等については、判断するまでもない。

4 平成9年と平成10年の所得税及び消費税等に係る各重加算税賦課決定処分（ただし、平成9年分の所得税及び平成9年の課税期間の消費税等に係るものについては平成22年12月22日付け裁決により一部取り消された後のもの）の適法性

(1) 所得の帰属について

原告は、平成9年分及び平成10年分の各事業所得について、調査測量設計関係の報酬等の収入は、乙が代表取締役を務めるAに帰属するにもかかわらず、原告個人に帰属するとしている点が誤りである旨主張するので、以下、原告個人に帰属する事業所得か否かについて検討する。

ア 法令の定め

所得の帰属者の判定について、所得税法12条は、「資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であつて、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する者に帰属するものとして、この法律の規定を適用する。」と規定し、実質所得者課税の原則を定めている。

イ 検討

(ア) 報酬の請求書及び領収証等の作成名義

各取引先の関係書類の作成名義人は、①B株式分の請求書及び領収証が「甲」（乙16）、②C株式会社分及びD株式会社分の請求書が「甲」又は「V事務所代表甲」（乙17）、③

E株式会社分の請求書及び領収証が「甲」(乙18)、④F事務所分の完了届、委託変更契約書、請求書等が「甲」又は「V事務所代表甲」(乙19)、⑤G協会分の完了報告及び委託料請求書が「甲」(乙20)、⑥H株式会社分の請求書が「V事務所代表甲」、領収証が「甲」(乙21)、⑦I株式会社分の請求書が「V事務所代表甲」、領収証が「甲」(乙21)、⑧株式会社W分の請求書が「V事務所代表甲」(乙22)、⑨有限会社J分の請求書が「甲」又は「V事務所代表甲」(乙22)、⑩その他の取引先の分の請求書が「甲」又は「V事務所代表甲」(なお、「A」名義で作成された請求書に記載の金額については被告主張の売上金額には含まれていない。)、領収証が「甲」(乙23)となっている。

このように、事業所得の売上げに係る報酬の請求書及び領収証等は、いずれも「甲」及び「V事務所代表甲」という原告個人を示す名義で作成されているのであり、登記関係分と調査測量設計関係分とを区分するなどして、原告個人とAという別個の事業主体がそれぞれ請求又は受領していることを示すような記載は窺われない。なお、原告は、原告個人名義の文書について、乙が作成した名義貸しの文書であると主張するが、乙において名義を借りる必要性も明らかではなく、同主張は、採用できない。

(イ) 報酬の入金状況等

各取引先のうち、②D株式会社分、④F事務所分、⑨有限会社J分、⑩その他の取引先の分のうち「丙」分及び「丁」分の各報酬は、K信用金庫平野支店の「甲」名義又はL銀行加古川支店の「V事務所甲」名義の預金口座に振り込まれている(乙17、19、22、23)。

また、乙は、原告の事業に係る報酬の請求及び入金状況を把握するため、各取引先から報酬の入金があった日ごと等取引先の名称及び入金額等をスケジュール帳に記載していた(乙14、75)ところ、これらの記載をみても、登記関係分と調査測量設計関係分とを区分するなどして、原告個人の帰属とAの帰属の振り分けはされていない。

(ウ) 各取引先の認識

各取引先のうち、①B株式会社、②C株式会社、⑤F事務所、⑥G協会、⑦H株式会社の各担当者は、いずれも、Aではなく、原告個人又は原告個人の事務所であるV事務所と取引を行っている旨の認識を有していた(乙59ないし63、弁論の全趣旨)。

(エ) 小括及び原告の主張等

以上のとおり、報酬の請求書等がいずれも原告個人を示す名義で作成されていること、報酬の一部が原告個人を示す名義の預金口座に入金されていること、原告個人の収入とAの収入が外形的にも内部的にも区別がされていなかったこと、一部の取引先の各担当者がいずれも原告個人又は原告個人の事務所と取引を行っていたとの認識を有していたことからすれば、調査測量設計関係の収益を享受していた者は、Aではなく原告であったと認めるのが相当であるから、その所得は原告に帰属するというべきである。これと異なる原告の主張は採用しない(なお、別件刑事事件の判決(乙54、55)においても、原告らの主張を排斥し、平成5年分から平成9年分までの事業所得の原因となる事業収入は原告個人に帰属する旨判示している。)

原告は、登記関係の業務は原告が、調査測量設計関係の業務はAがそれぞれ分担していたと主張するが、前記認定事実及び乙70号証に照らして、採用できない。

この点、Aは、平成11年6月2日、平成8年1月1日から平成10年6月30日まで

の3事業年度分の法人税の修正申告をし、平成11年6月3日にそれに応じた法人税の、平成12年2月24日にそれに応じた延滞税を納付した(甲27ないし35)。しかし、それだけでは、前記(ア)に指摘した売上げがAの売上げにいわば二重に計上されているとはいえないし、仮にそうであったとしても、上記の認定を否定するものではなく、法人税について適宜処理されるべき事柄である。

また、Aの源泉徴収税額が原告の源泉徴収税額よりも多く(甲3ないし12)、Aの従業員数が原告の従業員数よりも多い(乙70)。しかし、原告においてAの従業員を事実上使用することも可能であることに照らすと、従業員数をもって、前記認定を左右するものではなく、また、原告の総収入ないし所得がAのそれらより低いはずであると推論できるものではない。

(2) 平成9年と平成10年の所得税及び消費税等に係る修正申告の有効性

ア 原告は、上記各修正申告の提出経緯において担当査察官及び検察官による脅迫、強要、不起訴約束等があったこと、上記各修正申告が原告の全く知らないうちに提出されたこと、当初の確定申告が正しく、Aに帰属する所得が原告個人の所得とされている点で上記各修正申告は誤りであることなどを理由に、上記各修正申告は無効である旨主張するところ、この主張は、有効な修正申告の提出がないため国税通則法65条1項の「修正申告の提出…があったとき」に当たらず、同法68条1項の重加算税賦課決定処分をすることができないとの趣旨であると解される。

そこで、以下、本件各修正申告の有効性について検討する。

イ(ア) 原告は、査察調査の過程において、所得の帰属について争う姿勢を示していたが(乙81)、平成11年6月8日及び同月10日、以後の対応を弁護士らと協議した(甲228、233、乙79、80)結果、査察部の調査結果を受け入れることとし、査察官に対し、同月11日には「早く査察調査を終わらせて修正申告したいと考えております」と、同月18日には「私の平成10年分の申告は正しくないので、早急に修正申告をしたい、と考えております」とそれぞれ供述し(乙81、82)、修正申告をする意思があることを明示していたものである。

その後も、原告は、同年7月1日及び同月6日、査察官に対し、査察部が原告の平成7年分ないし平成9年分の所得税に係る事業所得及び不動産所得の金額を算定した結果に間違いはない旨供述している(乙84ないし87)。これに対し、原告が、本件各修正申告がされた同年8月11日までの間に修正申告をする意思がなくなったことを認めるに足りる証拠はない。

原告が上記のように供述を変更し、査察部の調査結果を受け入れるに至る過程においては、弁護士が、検察官及び査察部について、原告を告発したり起訴したりはしない旨の推測を述べていることは窺われるが(乙79、80)、実際に、検察官及び査察部が、原告を納税義務者として告発しないとか起訴しない旨の約束をしたことを認めるに足りる証拠はない。

この点、乙が平成11年7月22日に戊検事と面談した際、戊検事は、大阪国税局が原告を行為者として告発することはないとの見とおしを示していたことは認められるものの(乙88)、原告が納税義務者として告発される見込みがあるか否かについて言及していたことは窺われない。そもそも、上記面談は、原告が査察官に対し修正申告の意思を示

した同年6月11日より後のことであり、当該意思形成に影響を及ぼしたということはない。また、査察官も同年7月1日に原告は告発されない旨発言したことは認められるものの（甲230、235）、これも、本件各修正申告の有効性を左右するものではない。

(イ) 原告は、乙に対し、原告の事業に係る事務全般を担当させ、原告の所得税に係る申告についても委任していたことが認められる（乙14、64、76、83）。なお、原告の平成10年分の所得税については、M税理士が原告の代理人として確定申告書の作成をしているが（甲41、179）、その際も、乙が資料を作成し、原告を介してM税理士に渡っていたのであって（乙70、73）、乙が重要な役割を担っていたことに変わりはない。

(ウ) 乙は、平成11年6月17日及び同年8月5日、査察官に対し、原告の所得税について修正申告をする意思があることを明示しており（乙70、71）、同年7月22日、戊検事との面談の際にも、同様に、修正申告をする旨の発言をしていた（乙88）のであって、乙が、原告の所得税について修正申告をする意思を有していたことは明らかである。

この点、原告は、乙が、査察官に対し、原告が不在であったことから原告の所得として修正申告するのであれば、原告に確認する必要があると懇願したが受け入れられず、査察官から強引に修正させられた旨主張する。しかしながら、別件刑事事件の被告人質問において、乙は、「本人もいないことやから、帰ってきてからのほうがいいんじゃないかというふうに申しあげました。」「いや、だんなさんは何もわからへんからって、何聞いても分からへんから、奥さんしか分からへんから、もう一応これであって、出してほしいっていうふうなことを言われました。」「（国税自身も、実際に働いてすべてのことを仕切っているのはあなたであることを。」との質問に対して）十分分かってくださっていると思います。」などと供述しており（乙94）、本件各修正申告に際して原告の不在を気に掛けていたことは認められるものの、それを超えて、査察官に原告を確認することを懇願したとか、これに対し査察官が強引に修正申告をさせたということはない。そして、他に、担当査察官及び検察官による脅迫、強要があったことを認めるに足りる証拠はない。

(エ) 原告は、本件各修正申告後の平成11年8月24日に査察官の事情聴取の際、修正申告をするに当たっては乙に委ねるほかない旨供述していた（乙90）。

また、原告は、修正申告をする前に弁護士に一応相談しておきたいと思っていた旨供述し、査察官に不満をもらしているものの（乙90）、それ以外に乙が修正申告書を作成し、提出したことについて不服があると供述したことや、後記平成13年7月30日の異議申立てに至るまで、査察官等国税当局に対して抗議をしたことを認めるに足りる証拠はない。

さらに、原告は、平成12年3月17日の更正の請求の際、その理由として「法人の収入にすべきものを誤って個人の収入として修正申告してしまった。」としており（甲25）、原告が不在のときに本件各修正申告がされたことは理由とされていなかった。原告が、これを理由として不服を申し立てたのは、平成13年7月30日の異議申立てが最初である（甲217、弁論の全趣旨）。

(オ) 上記(ア)ないし(エ)のとおり、原告は査察調査において修正申告をする意思があることを明示していた上、原告が自己の税務申告を委ねていた乙においても原告の所得税について修正申告をする意思を有していたのであって、これに加え、本件各修正申告後の原告の供述等を併せ考慮すれば、乙は、原告から委任を受けて、本件各修正申告をしたもので

あり、その効果は納税義務者である原告に帰属するというべきである。

ウ(ア) 原告は、①Aの所得が原告個人の事業所得とされ、事業所得の帰属が誤っている、②不動産所得について、「青空駐車場」の収入は原告の所得ではない、③別件刑事事件において訴因変更により減額されているなどとして、本件各修正申告は誤りである旨主張する。

(イ) しかしながら、①事業所得の帰属については、前記(1)で認定したとおり、調査測量設計関係の所得はAではなく原告に帰属するというべきであるから、原告の主張は採用できない。また、②不動産所得の帰属については、原告が主張する「青空駐車場」がどの不動産を指すのかが判然としないものの、不動産所得に係る各不動産はいずれも原告の所有であるから(乙41ないし43)、管理の主体が乙であったとしても、そのみをもって、その所得が原告に帰属しないということとはできない。

さらに、③訴因変更による減額分については、別件刑事事件における訴因変更は、その審理過程において、告発対象の事業所得に係る売上金額の一部に誤りや重複計上があると判明し(乙25ないし29)、不動産所得に係る売上金額の一部を除外することが妥当と判断された(乙43)ことによるものであるが、国税通則法が、納税者の申告等によっていったん確定した課税標準等又は税額等を自己に有利に変更するための手続として、更正の請求の制度を設け、原則として他の救済手段によることを許さないとした趣旨に鑑みると、申告の記載内容に誤りがあったというだけで、同申告が無効となるものではなく、要素の錯誤によって税額を過大に申告した場合に、その錯誤が客観的に明白かつ重大であつて、かつ、国税通則法が定めた方法以外にその是正を許さないならば、納税義務者の利益を著しく害すると認められる特段の事情がある場合に限り、申告の記載内容の錯誤を主張することも許されると解すべきである。しかし、本件全証拠によっても、上記減額分についての本件各修正申告の誤りが、客観的に明白かつ重大であつたとか、国税通則法が定めた方法以外にその是正を許さないならば、納税義務者の利益を著しく害すると認められる特段の事情があるとは認められない。

(ウ) したがって、本件各修正申告の内容に無効とされるべき誤りがあるということとはできない。

エ 小括

以上によれば、本件各修正申告はいずれも有効である。

(3) 売上げの隠ぺい及び経費の仮装について

ア(ア) 平成9年分

乙は、原告の事業に係る平成9年分の入金をスケジュール帳に記載していたが、平成9年分の確定申告をする際には、上記スケジュール帳とは別に、事業所得に係る売上げ等を集計してノートに記載していたところ、上記スケジュール帳には、売上金額の合計として1億9827万0439円と記載しながら、上記ノートにおいては、売上金額の合計として「82350695+300万」と記載して、平成9年分の事業所得に係る売上げを約1億1000万円除外したものである(乙14)。

また、乙は、原告の平成9年分の事業所得に係る必要経費には計上することができないAに対する外注費についても、乙の思うままの所得金額となるように計上し、あたかも必要経費に当たるかのように装って、上記ノートを作成していた上(乙15)、原告の不動産所得に係る売上げについて、合計5物件(Nビル、O、Pパーキング、月極駐車場2物

件)の賃貸料収入があるにもかかわらず、このうち月極駐車場2物件の賃貸料収入を上記ノートに記載せず、これを除外して確定申告をしたものである(乙14、58)。

したがって、乙は、原告の平成9年分の所得税に係る事業所得及び不動産所得について、売上げの除外及び経費の仮装をしていたといえる。

(イ) 平成10年分

乙は、原告の平成10年分の所得税の確定申告に際し、請求書を登記関係分と調査測量設計関係分に区分して、登記関係分として計算した金額のみを原告の収入とし、調査測量設計関係分を除外した資料(乙74)を作成し、これを原告を介してM税理士に渡しており(乙70、73)、M税理士は、原告及び乙から査察調査の内容等の説明を受けないまま、同資料に基づいて申告書を作成している(乙73)。

上記資料には、「個人」として、平成10年1月から12月までの入金日及び金額が記載されているが、他方、乙は、平成9年分と同様に、平成10年分(ただし、1月ないし10月分に限る。)の原告の事業に係る入金をスケジュール帳に記載しており(乙75)、これらと比較すると、上記スケジュール帳においては、平成10年1月ないし同年10月の売上金額の合計が1億2002万9883円とされているが、上記資料においては、同期間の売上金額の合計が4379万0823円とされている。

そして、乙は、平成11年6月17日の査察調査の際、調査測量設計関係分も原告個人に帰属することを認める供述をしているところである(乙70)。なお、乙は、同年4月2日の査察調査の際には、調査測量設計関係分はAに帰属し、登記関係分は原告個人に帰属する旨の供述をしているが(乙68)、同供述は、上記スケジュール帳において、原告個人とAとに区分されることなく原告の事業に係る入金が記載されていたこと等にも照らすと、信用できない。

したがって、乙は、平成10年分の事業所得に係る売上げについて、入金額の6割以上を除外した内容虚偽の上記資料を作成し、これを原告を介してM税理士に交付し、情を知らない同人に申告書を作成させて、事業所得に係る売上げを除外したものと認められる。

イ(ア) 平成9年分

乙は、前記(2)イ(イ)のとおり、原告の事業に係る事務全般を担当し、原告の所得税に係る申告について原告からの委任を受けていたところ、査察官の事情聴取に対する供述によれば、平成5年7月の加古川税務署の調査を受け修正申告した際、原告から、申告納税額を1000万円以下にして公示対象とならないようにする旨の指示を受け、収入金額を除外して脱税していたものであり、原告の平成9年分の所得税に係る事業所得及び不動産所得について、原告の指示を受けて、売上げの除外及び経費の仮装をして過少申告をしていたことが認められる(乙14、64。なお、甲231、236によれば、乙が上記原告からの指示について否定する供述をしたことが認められるが、乙14と対比して、この供述は、信用できない。)

(イ) 平成10年分

乙は、前記ア(イ)のとおり、平成10年分の事業所得に係る売上げについて、入金額の6割以上を除外した内容虚偽の資料を作成し、これを原告を介してM税理士に交付していたものである。

そして、原告は、M税理士に対し、平成10年分の所得税の修正申告書の職業欄を「A」

から「U」へと修正するように指示しているが（乙73）、これは、調査測量設計関係分の売上げが原告個人に帰属せず、Aに帰属すると主張するためにされたと考えられるから、乙の作成した上記資料が内容虚偽であることを認識していたものといえ、乙による売上げの除外も原告の行為と同視することができる。

ウ 小括

そうすると、乙が、原告の平成9年分及び平成10年分の所得税に係る所得についてした行為は、国税通則法68条1項の「隠ぺい」又は「仮装」に該当し、納税者である原告の行為と同視することができる。

(4) 各重加算税の額

以上を前提として、原告の各重加算税の額を算定すると次のとおりとなる。

ア 平成9年分の所得税に係る重加算税

(ア) 重加算税の対象となる所得金額 1億1328万5318円

次のa及びbの合計金額である。

a 事業所得の除外額 1億1128万3067円

次の(a)及び(b)の合計金額である。

(a) 売上金額の除外額 9131万4857円

平成9年分の事業所得の売上金額は、別表6の「被告主張額」記載のとおり、1億7666万5552円であると認められる（同表掲記の証拠。この金額は、同表「訴因変更後」の1億7660万9544円に、Q（R）に対する売上金額5万6000円及び株式会社Sに対する売上金額の計上漏れ8円をそれぞれ加算した金額に一致する。）。

したがって、事業所得に係る売上金額の除外額は、上記金額から、確定申告額8535万0695円を差し引いた金額である。

(b) 必要経費の架空計上額 1996万8210円

平成9年分の事業所得の必要経費は、別表7の「被告主張額」記載のとおり、6255万6465円であると認められる（同表掲記の証拠。この金額は、同表「修正申告額・告発額」の7446万5099円から、経費帳分のうち支払先名称から事業との関連性が不明なものとして981万3994円（乙30）、銀行口座引落分のうち支払先名称等から事業との関連性が不明なもの及びクレジットカードの利用内容が不明なものとして70万6290円（乙32）、乙の供述で旅費交通費等とされているものの支払の事実を裏付ける資料がないものとして138万8350円（乙39）をそれぞれ差し引いた金額に一致する。）。

したがって、事業所得の必要経費の架空計上額は、上記金額と確定申告額8252万4675円との差額である。

b 不動産所得の除外額 200万2251円

次の(a)から(b)を差し引いた金額である。

(a) 売上金額の除外額 240万2571円

平成9年分の不動産所得の売上金額は、別表8の「被告主張額」記載のとおり、1114万3571円であると認められる（同表掲記の証拠。この金額は、同表「訴因変更後」の1113万7571円に、駐車場収入のうちXの4月分6000円を加算

した金額に一致する。)

したがって、不動産所得の売上金額の除外金額は、上記金額から確定申告額874万1000円を差し引いた金額である。

(b) 必要経費の認容額 40万0320円

平成9年分の不動産所得の必要経費は、別表9の「被告主張額」記載のとおり、415万7732円であると認められる(同表掲記の証拠。この金額は、同表「修正申告額・告発額」の456万3080円から、支払事実を裏付ける資料がないなどの事情から経費として認容することが相当でない合計40万5350円(乙44)を控除し、管理料の計上漏れ2円(乙44)を加算した金額に一致する。)

したがって、上記金額と確定申告額375万7412円との差額を不動産所得の必要経費として認容できる。

(イ) 重加算税の額 1929万9000円

上記(ア)の重加算税の対象となる所得金額1億1328万5318円を前提に重加算税の額を計算すると、新たに納付すべき所得税の額5514万円(別表10「⑨」「E 差額(D-A)」欄の金額から国税通則法118条3項の規定により1万円未満を切り捨てたもの。)に国税通則法68条1項に規定する重加算税の税率100分の35を乗じた1929万9000円となる。

これは、平成9年分の所得税に係る重加算税賦課決定処分(ただし、平成22年12月22日付け判決により一部取り消された後のもの)における重加算税の額1713万2500円を上回る。

イ 平成10年分の所得税に係る重加算税

(ア) 重加算税の対象となる所得金額 1276万3663円

次のaからbを差し引いた金額である。

a 事業所得に係る売上金額の除外額 4270万6281円

平成10年分の事業所得に係る売上金額は、別表11-2「②合計報酬額」記載のとおり、1億2132万9841円であると認められる(同表掲記の証拠。この金額は、加古川税務署長が別表11-1「②合計報酬額」欄記載のとおり認定した1億2118万6716円に、平成10年1月30日のH株式会社に対する売上金額の計上漏れ1万6600円(乙21)と同年11月11日のRに対する売上金額の計上漏れ18万6900円(乙23)をそれぞれ加算し、同年8月11日のTに対する売上金額の二重計上分6万0375円(乙47)を差し引いた金額に一致する。)

したがって、事業所得に係る売上金額の除外額は、上記金額から、確定申告額7862万3560円(甲50)を差し引いた金額である。

b 事業所得に係る外注費の認容額 2994万2618円

平成10年分の事業所得の外注費は、別表12の「支払額」欄記載のとおり、6062万7500円であると認められる(同表掲記の証拠。)

したがって、上記金額と確定申告額3068万4882円(甲50)との差額を事業所得の外注費として認容できる。

(イ) 重加算税の額 193万2000円

上記(ア)の重加算税の対象となる所得金額1276万3663円を前提に重加算税の

額を計算すると、別表14記載のとおり、新たに納付すべき所得税の額556万4900円（別表13「⑩」「D 差額（C-A）」欄の金額）から過少申告加算税の対象となった税額4万円を差し引いて、国税通則法118条3項の規定により1万円未満を切り捨てた金額552万円に国税通則法68条1項に規定する重加算税の税率100分の35を乗じた193万2000円となる。

これは、平成10年分の所得税に係る重加算税賦課決定処分における重加算税の額190万7500円を上回る。

ウ 平成9年の課税期間の消費税等に係る重加算税

(ア) 課税標準額 1億7570万3000円

前記ア(ア) a (a)及びb (a)のとおり、平成9年分の所得税に係る事業所得の売上金額は1億7666万5552円、不動産所得の売上金額は1114万3571円と認められるところ、これらは、別表15記載のとおり、税率100分の3が適用される平成9年1月1日から同年3月31日までの取引に係る課税売上高6796万3644円と税率100分の4が適用される同年4月1日から同年12月31日までの取引に係る課税売上高1億1520万5479円に区分けすることができる（同表掲記の証拠。なお、不動産所得に係る売上金額のうち、〇は人の居住の用に供する家屋として貸し付けられていることからこれを非課税取引（消費税法別表第一第13号）と認定し、その売上金額464万円は上記区分けに際して除外した。）。

そして、税率100分の3が適用される取引に係る課税売上高6796万3644円に103分の100を乗じた6598万4000円（国税通則法118条1項により1000円未満を切り捨てたもの。）と、税率100分の4が適用される取引に係る課税売上高1億1520万5479円に105分の100を乗じた1億0971万9000円（国税通則法118条1項により1000円未満を切り捨てたもの。）とを合計した1億7570万3000円が課税標準額となる。

(イ) 課税標準に対する消費税額 636万8280円

上記(ア)の課税標準額のうち、税率100分の3が適用される課税標準額6598万4000円に税率100分の3（旧消費税法29条）を乗じた197万9520円と、税率100分の4が適用される課税標準額1億0971万9000円に税率100分の4（消費税法29条）を乗じた438万8760円とを合計した636万8280円が課税標準額に対する消費税額となる。

(ウ) 控除対象仕入税額 151万8450円

前記ア(ア) a (b)及びb (b)のとおり、平成9年分の所得税に係る事業所得の必要経費は6255万6465円、不動産所得の必要経費は415万7732円と認められる。これらは、別表16記載のとおり、税率100分の3が適用される取引に係る課税仕入高1867万3115円と税率100分の4が適用される取引に係る課税仕入高2558万2563円に区分けすることができる（同表掲記の証拠。なお、平成9年の課税期間中の仕入れに該当しない「減価償却費」524万0010円及び「除却損」100万円、非課税取引（租税公課、損害保険料、福利厚生費、保険料、固定資産税）607万1249円と不課税取引（諸会費、給与賃金）1014万7260円を上記区分けに際して除外した。）。

そして、消費税法30条1項により、税率100分の3が適用される課税仕入高186

7万3115円に103分の3を乗じた54万3877円と、税率100分の4が適用される課税仕入高2558万2563円に105分の4を乗じた97万4573円とを合計した151万8450円が控除対象仕入税額となる。

(エ) 納付すべき消費税額 484万9800円

上記(イ)の課税標準に対する消費税額から、上記(ウ)の控除対象仕入税額を差し引き、国税通則法119条1項により、100円未満の端数を切り捨てた金額である。

(オ) 地方消費税

a 課税標準となる消費税額 341万4100円

地方税法72条の82の規定に基づき、上記(イ)の課税標準に対する消費税額のうち税率100分の4が適用される取引に係る438万8760円から、上記(ウ)の控除対象仕入税額のうち税率100分の4が適用される取引に係る97万4573円を差し引き、国税通則法119条1項により、100円未満の端数を切り捨てた金額である。

b 納付すべき譲渡割額 85万3500円

上記aの課税標準となる消費税額に税率100分の25（地方税法72条の83）を乗じ、同法20条の4の2第3項の規定により、100円未満の端数を切り捨てた金額が、納付すべき譲渡割額となる。

(カ) 重加算税の基礎となる税額 481万0000円

原告の重加算税の基礎となる税額は、上記(エ)の納付すべき消費税額と上記(オ)bの納付すべき譲渡割額を合計した額から、確定申告に係る消費税等の額89万0600円を差し引いた金額（ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てたもの。）である。

（以上の(ア)ないし(カ)について、別表17。）

(キ) 重加算税の額 168万3500円

上記(カ)の重加算税の基礎となる税額に国税通則法68条1項に規定する重加算税の税率100分の35を乗じた金額168万3500円が重加算税の税額である。

これは、平成9年の課税期間の消費税等に係る重加算税賦課決定処分（ただし、平成22年12月22日付け裁決により一部取り消された後のもの）における重加算税の額146万6500円を上回る。

エ 平成10年の課税期間の消費税等に係る重加算税

(ア) 課税標準額 1億2000万6000円

平成10年の課税期間の消費税等に係る確定申告の課税売上高7933万3390円（乙52）と、前記イ(ア)aの事業所得に係る売上金額の除外額4270万6281円に105分の100を乗じた4067万2648円（ただし、1円未満は切捨て）とを合計した金額（ただし、国税通則法118条1項により1000円未満の端数を切捨て）である。

(イ) 課税標準に対する消費税額 480万0240円

上記(ア)の課税標準額に税率100分の4（消費税法29条）を乗じた金額である。

(ウ) 控除対象仕入税額 319万3714円

平成10年の課税期間の消費税等に係る確定申告の課税仕入高（ただし、税込みで計算された額）5389万2390円（乙52）と、前記イ(ア)bの事業所得に係る外注費の

認容額 2994万2618円とを合計した8383万5008円に、105分の4を乗じた金額（ただし、1円未満は切捨て）である。

(エ) 納付すべき消費税額 160万6500円

前記(イ)の課税標準に対する消費税額から、前記(ウ)の控除対象仕入税額を差し引き、国税通則法119条1項により、100円未満の端数を切り捨てた金額である。

(オ) 地方消費税

a 課税標準となる消費税額 160万6500円
上記(エ)の金額である。

b 納付すべき譲渡割額 40万1600円
上記aの課税標準となる消費税額に税率100分の25（地方税法72条の83）を乗じ、同法20条の4の2第3項の規定により、100円未満の端数を切り捨てた金額が、納付すべき譲渡割額となる。

(カ) 重加算税の基礎となる税額 46万0000円

原告の重加算税の基礎となる税額は、上記(エ)の納付すべき消費税額と上記(オ)bの納付すべき譲渡割額を合計した額から、確定申告に係る消費税等の額154万1100円を差し引いた金額（ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てたもの。）である。

（以上の(ア)ないし(カ)について、別表18。）

(キ) 重加算税の額 16万1000円

上記(カ)の重加算税の基礎となる税額に国税通則法68条1項に規定する重加算税の税率100分の35を乗じた金額16万1000円が重加算税の税額である。

これは、平成10年の課税期間の消費税等に係る重加算税賦課決定処分における重加算税の額と同額である。

(5) まとめ

そうすると、平成9年と平成10年の所得税及び消費税等に係る各重加算税賦課決定処分は、国税通則法68条1項の賦課要件をみたし、同処分における重加算税の額も前記(4)で算定した重加算税の額を下回るか同額であるから、いずれも適法である。

5 被告は原告に対し過誤納金の還付義務を負うか

(1) 原告は、被告に対し、過誤納金還付請求権に基づき、別件刑事事件において訴因変更により減額された所得金額に対応する所得税等あるいは納付したすべての所得税等に相当する金銭の支払を求めているものと解される（前記第1、7(1)、(2)）。

(2) 過誤納金還付請求権は、その請求をすることができる日から5年間行使しないことによつて、時効の援用を要せずして時効により消滅する（国税通則法74条1項、2項、72条2項）ところ、過誤納金の還付を請求することができる日は、無効な申告又は賦課処分に基づく納付の場合、その納付のあった日と解すべきである。

これを本件についてみると、前記前提事実(1)ウ、(3)アのとおり、原告は、平成11年8月11日に本件各修正申告により生じた所得税及び消費税等を、平成12年2月24日に各重加算税及び各延滞税をそれぞれ納付しているのであるから、仮に、本件各修正申告の一部に無効とされる部分があったとしても、それに伴って生じる過誤納金還付請求権は、本件訴えの提起時点（平成20年10月3日）で既に時効により消滅している。これと異なる原告の主張は採

用しない。

したがって、被告は原告に対し過誤納金の還付義務を負わないから、原告の還付請求はいずれも理由がない。

第4 結論

以上の次第で、本件各訴えのうち、前記第3、1において不適法とした訴えはいずれも却下し、その余の訴えに係る請求はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

なお、原告による2件の文書提出命令の申立て（平成●●年（〇〇）第●●号、第●●号）については、その必要性を欠くものというべきであるから、いずれも却下する。

神戸地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 梅村 明剛

裁判官 木太 伸広

裁判官 藪田 貴史

訴え却下目録

- 1 (1) 加古川税務署長が平成13年12月20日付けで原告に対してした、平成10年分の所得税に係る更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分が理由付記を欠く処分であることを理由に同処分の取消しを求める訴え(第1、1(3))
- (2) 加古川税務署長が平成20年4月2日付けで原告に対してした、平成6年分ないし平成10年分の所得税に係る更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分が理由付記を欠く処分であることを理由に同処分の取消しを求める訴え(第1、1(4))
- (3) 加古川税務署長が平成13年12月20日付けで原告に対してした、平成10年分の所得税に係る更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分が誤りであることの確認を求める訴え(第1、1(5))
- 2 (1) 加古川税務署長が平成12年1月18日付けで原告に対してした、原告の平成6年分ないし平成8年分の所得税に係る各重加算税賦課決定処分の取消しを求める訴え(第1、2(1)アの一部)
- (2) 加古川税務署長が平成12年1月18日付けで原告に対してした、原告の平成9年分の所得税に係る重加算税賦課決定処分のうち、重加算税額1713万2500円を超える部分の取消しを求める訴え(第1、2(1)アの一部)
- (3) 加古川税務署長が平成12年1月18日付けで原告に対してした、原告の平成6年ないし平成8年の各課税期間の消費税に係る各重加算税賦課決定処分の取消しを求める訴え(第1、2(1)イの一部)
- (4) 加古川税務署長が平成12年1月18日付けで原告に対してした、原告の平成9年の課税期間の消費税及び地方消費税に係る各重加算税賦課決定処分のうち、重加算税額146万6500円を超える部分の取消しを求める訴え(第1、2(1)イの一部)
- (5) 加古川税務署長が平成12年1月18日付けで原告に対してした、平成6年ないし平成10年分の所得税、平成6年ないし平成8年の各課税期間の消費税並びに平成9年及び平成10年の各課税期間の消費税及び地方消費税に係る各重加算税賦課決定処分の無効確認を求める訴え(第1、2(2)ア)
- (6) 加古川税務署長が平成12年1月18日付けで原告に対してした、平成9年及び平成10年分の所得税、平成9年及び平成10年の各課税期間の消費税及び地方消費税に係る重加算税賦課決定処分が誤りであることの確認を求める訴え(第1、2(2)イ)
- (7) 加古川税務署長が平成12年1月18日付けで原告に対してした、消費税及び地方消費税の重加算税の賦課決定通知書の321万6500円の取消しを求める訴え(第1、2(3))
- 3 加古川税務署長が平成11年12月24日付けで原告に対してした、原告の平成6年分以後の所得税の青色申告承認取消処分の取消しを求める訴え(第1、3)
- 4 (1) 加古川税務署長が平成11年8月11日付けで原告に対してした、原告の平成6年分ないし平成10年分の所得税に係る各修正申告に名を借りた所得税の賦課決定処分、平成6年ないし平成8年の各課税期間の消費税並びに平成9年及び平成10年の各課税期間の消費税及び地方消費税に係る各修正申告に名を借りた消費税及び地方消費税の各賦課決定処分の取消しを求める訴え(第1、4(1)ア)
- (2) 加古川税務署長が平成11年8月11日付けで原告に対してした、原告の平成6年分ないし平

- 成10年分の所得税の賦課決定処分の無効確認を求める訴え（第1、4(1)イ）
- (3) 加古川税務署長が平成11年8月11付けで原告に対してした原告の平成10年分の所得税の賦課決定処分の無効確認を求める訴え（第1、4(1)ウ）
- (4) 原告が平成11年8月11日にした平成6年分ないし平成10年分の所得税に係る各修正申告が無効であることを理由に各修正申告の取消しを求める訴え（第1、4(2)アの請求に係る訴え）
- (5) 原告が平成11年8月11日にした平成6年ないし平成8年の各課税期間の消費税並びに平成9年及び平成10年の各課税期間の消費税及び地方消費税に係る各修正申告が無効であることを理由に各修正申告の取消しを求める訴え（第1、4(2)イの請求に係る訴え）
- 5 (1) 加古川税務署長が平成13年12月18日付けで原告に対してした、原告の平成6年分ないし平成10年分の所得税に係る各修正申告に対する異議申立てを却下する旨の決定の取消しを求める訴え（第1、5(1)の請求に係る訴え）
- (2) 加古川税務署長が平成19年11月2日付けで原告に対してした、原告の異議申立てを棄却する旨の決定の取消しを求める訴え（第1、5(2)の請求に係る訴え）
- (3) 加古川税務署長が平成20年7月4日付けで原告に対してした、原告の平成6年分ないし平成10年分の所得税に係る更正の請求に対する更正すべき理由がない旨の通知処分に対する異議申立てを棄却する旨の決定の取消しを求める訴え（第1、5(3)の請求に係る訴え）
- 6 平成6年分ないし平成10年分の所得税、平成6年ないし平成8年の各課税期間の消費税並びに平成9年及び平成10年の各課税期間の消費税及び地方消費税の各延滞税、上記所得税、消費税及び地方消費税に係る重加算税の各延滞税の取消しを求める訴え（第1、6の請求に係る訴え）
- 7 本税645万円に対する消費税、本税及び消費税に対する各重加算税、延滞税並びに約定利息（利子税）に相当する金員の支払を求める訴え（第1、7(1)の請求の一部に係る訴え）

以上

関係法令一覧

1 国税通則法

(1) 15条 (納税義務の成立及びその納付すべき税額の確定)

3項 納税義務の成立と同時に特別の手續を要しないで納付すべき税額が確定する国税は、次に掲げる国税とする。

6号 延滞税及び利子税

(2) 23条 (更正の請求)

ア 1項

納税申告書を提出した者は、次の各号の一に該当する場合には、当該申告書に係る国税の法定申告期限から1年以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等（当該課税標準等又は税額等に関し次条又は第26条（再更正）の規定による更正（以下この条において「更正」という。）があつた場合には、当該更正後の課税標準等又は税額等）につき更正をすべき旨の請求をすることができる。

1号 当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかったこと又は当該計算に誤りがあつたことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額（当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額）が過大であるとき。

2号 前号に規定する理由により、当該申告書に記載した純損失等の金額（当該金額に関し更正があつた場合には、当該更正後の金額）が過少であるとき、又は当該申告書（当該申告書に関し更正があつた場合には、更正通知書）に純損失等の金額の記載がなかつたとき。

3号 第1号に規定する理由により、当該申告書に記載した還付金の額に相当する税額（当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額）が過少であるとき、又は当該申告書（当該申告書に関し更正があつた場合には、更正通知書）に還付金の額に相当する税額の記載がなかつたとき。

イ 2項

納税申告書を提出した者又は第25条（決定）の規定による決定（以下この項において「決定」という。）を受けた者は、次の各号の一に該当する場合（納税申告書を提出した者については、当該各号に掲げる期間の満了する日が前項に規定する期間の満了する日後に到来する場合に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間において、その該当することを理由として同項の規定による更正の請求（以下「更正の請求」という。）をすることができる。

1号 その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となつた事実に関する訴えについての判決（判決と同一の効力を有する和解その他の行為を含む。）により、その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したとき。

その確定した日の翌日から起算して2月以内

2号 その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算に当たつてその申告をし、又は決定を受けた者に帰属するものとされていた所得その他課税物件が他の者に帰属するものとする当該他の者に係る国税の更正又は決定があつたとき。

当該更正又は決定があつた日の翌日から起算して2月以内

3号 その他当該国税の法定申告期限後に生じた前2号に類する政令で定めるやむを得ない理

由があるとき。

当該理由が生じた日の翌日から起算して2月以内

ウ 4項

税務署長は、更正の請求があつた場合には、その請求に係る課税標準等又は税額等について調査し、更正をし、又は更正をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する。

(3) 60条（延滞税）

ア 1項

納税者は、次の各号の一に該当するときは、延滞税を納付しなければならない。

2号 期限後申告書若しくは修正申告書を提出し、又は更正若しくは第25条（決定）の規定による決定を受けた場合において、第35条第2項（期限後申告等による納付）の規定により納付すべき国税があるとき。

3号 納税の告知を受けた場合において、当該告知により納付すべき国税（第5号に規定する国税、不納付加算税、重加算税及び過怠税を除く。）をその法定納期限後に納付するとき。

イ 2項

延滞税の額は、前項各号に規定する国税の法定納期限（…）の翌日からその国税を完納する日までの期間の日数に応じ、その未納の税額に年14.6パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、納期限（…）までの期間又は納期限の翌日から2月を経過する日までの期間については、その未納の税額に年7.3パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

(4) 65条（過少申告加算税）

1項 期限内申告書（…）が提出された場合（…）において、修正申告書の提出又は更正があつたときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づき第35条第2項（期限後申告等による納付）の規定により納付すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する。

(5) 68条（重加算税）

1項 第65条第1項（過少申告加算税）の規定に該当する場合（…）において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、政令で定めるところにより、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいし、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠ぺいし、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

(6) 72条（国税の徴収権の消滅時効）

2項 国税の徴収権の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

(7) 74条（還付金等の消滅時効）

ア 1項

還付金等に係る国に対する請求権は、その請求をすることができる日から5年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

イ 2項

第72条第2項…の規定は、前項の場合について準用する。

(8) 75条（国税に関する処分についての不服申立て）

4項 第1項第1号若しくは第4号又は第2項第1号の規定により異議申立てをすることができる者は、次の各号の一に該当するときは、その選択により、異議申立てをしないで、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる。

1号（平成14年法律第79号による改正前のもの）

所得税法又は法人税法に規定する青色申告書に係る更正（その更正に係る国税を基礎として課される加算税の賦課決定を含む。）に不服があるとき。

1号（現行）

所得税法若しくは法人税法に規定する青色申告書又は同法第130条第1項（青色申告書等に係る更正）に規定する連結確定申告書等に係る更正（その更正に係る国税を基礎として課される加算税の賦課決定を含む。）に不服があるとき。

2号 その処分をした者が、その処分につき異議申立てをすることができる旨の行政不服審査法（…）の規定による教示をしなかつたとき。

3号 その他異議申立てをしないで審査請求をすることにつき正当な理由があるとき。

(9) 115条（不服申立ての前置等）

1項 国税に関する法律に基づく処分（…）で不服申立てをすることができるものの取消しを求め訴えは、異議申立てをすることができる処分（審査請求をすることもできるもの（異議申立てについての決定を経た後審査請求をすることができるものを含む。）を除く。）にあつては異議申立てについての決定を、審査請求をすることができる処分にあつては審査請求についての裁決をそれぞれ経た後でなければ、提起することができない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

1号 異議申立て（国税庁長官に対してされたものに限る。）又は審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても決定又は裁決がないとき。

2号 更正決定等の取消しを求め訴えを提起した者が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

3号 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(10) 118条（国税の課税標準の端数計算等）

ア 1項

国税（印紙税及び附帯税を除く。以下この条において同じ。）の課税標準（その税率の適用上課税標準から控除する金額があるときは、これを控除した金額。以下この条において同じ。）を計算する場合において、その額に1000円未満の端数があるとき、又はその全額が1000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

イ 3項

附帯税の額を計算する場合において、その計算の基礎となる税額に1万円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が1万円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(11) 119条（国税の確定金額の端数計算等）

- 1項 国税（自動車重量税、印紙税及び附帯税を除く。以下この条において同じ。）の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 国税通則法施行令

6条（更正の請求）

法第23条第2項第3号（更正の請求）に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

- 1号 その申告、更正又は決定に係る課税標準等（法第19条第1項（修正申告）に規定する課税標準等をいう。以下同じ。）又は税額等（同項に規定する税額等をいう。以下同じ。）の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた行為の効力に係る官公署の許可その他の処分が取り消されたこと。
- 2号 その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となつた事実に係る契約が、解除権の行使によつて解除され、若しくは当該契約の成立後生じたやむを得ない事情によつて解除され、又は取り消されたこと。
- 3号 帳簿書類の押収その他やむを得ない事情により、課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき帳簿書類その他の記録に基づいて国税の課税標準等又は税額等を計算することができなかつた場合において、その後、当該事情が消滅したこと。
- 4号 わが国が締結した所得に対する租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約に規定する権限のある当局間の協議により、その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等に関し、その内容と異なる内容の合意が行われたこと。
- 5号 その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となつた事実に係る国税庁長官が発した通達に示されている法令の解釈その他の国税庁長官の法令の解釈が、更正又は決定に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決に伴つて変更され、変更後の解釈が国税庁長官により公表されたことにより、当該課税標準等又は税額等が異なることとなる取扱いを受けることとなつたことを知つたこと。

3 所得税法

12条（実質所得者課税の原則）

資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であつて、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する者に帰属するものとして、この法律の規定を適用する。

- 4 消費税法〔平成9年3月31日以前は平成6年法律第109号による改正前のもの、平成9年4月1日以降は平成11年法律第10号による改正前のもの。改正前後で特に区別する必要がある場合には、平成9年3月31日以前の消費税法を「旧消費税法」という。〕

(1) 2条（定義）

- 1項 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

12号 課税仕入れ 事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、

又は役務の提供（所得税法（…）第28条第1項（給与所得）に規定する給与等を対価とする役務の提供を除く。）を受けること（当該他の者が事業として当該資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので、第7条第1項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの及び第8条第1項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの以外のものに限る。）をいう。

(2) 6条（非課税）

1項 国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものには、消費税を課さない。

(3) 28条

1項 課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額（対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとする。以下この項及び次項において同じ。）とする。ただし、…

(4) 29条（税率）

消費税の税率は、100分の4〔注、旧消費税法では100分の3〕とする。

(5) 30条（仕入れに係る消費税額の控除）

1項 事業者（…）が、国内において行う課税仕入れ…については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の第45条第1項第2号に掲げる課税標準額に対する消費税額（以下この章において「課税標準額に対する消費税額」という。）から、当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れに係る消費税額（当該課税仕入れに係る支払対価の額に105分の4〔注、旧消費税法では103分の3〕を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。）…を控除する。

1号 国内において課税仕入れを行つた場合 当該課税仕入れを行つた日

(6) 別表第一（第6条関係）

13号 住宅（人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分をいう。）の貸付け（当該貸付けに係る契約において人の居住の用に供することが明らかにされているものに限るものとし、一時的に使用させる場合その他の政令で定める場合を除く。）

5 地方税法

(1) 20条の4の2（課税標準額、税額等の端数計算）

3項 地方税の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。ただし、…

(2) 72条の77（地方消費税に関する用語の意義）

地方消費税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

2号 譲渡割 消費税法第45条第1項第4号に掲げる消費税額を課税標準として課する地方消費税をいう。

(3) 72条の82（地方消費税の課税標準額の端数計算の特例）

地方消費税については、第20条の4の2第1項の規定にかかわらず、消費税額を課税標準額とする。

(4) 72条の83 (地方消費税の税率)

地方消費税の税率は、100分の25とする。

以上

別表1-1

課税の経緯（所得税）

（単位：円）

年分 区分	申告・更正等①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	
	確定申告	更正処分	修正申告	賦課決定	③に対する 異議申立て	⑤に対する 異議決定	⑥に対する 審査請求	⑦に対する 裁決	④に対する 審査請求	③、④に対する 審査請求	③に対する 更正の請求	⑪に対する 通知処分	⑫に対する 異議申立て	⑩に対する 裁決	⑬に対する 異議決定	③、④、⑮に対 する審査請求	⑰に対する 裁決	
平成 6年分	年月日	平7.3.15		平11.8.11	平12.1.18	平13.7.30	平13.12.18	平14.1.18	平14.3.6	平19.12.4	平20.1.30	平20.3.14	平20.4.2	平20.5.30	平20.7.3	平20.7.4	平20.8.4	平20.11.26
	総所得金額	16,055,364		42,936,601														
	事業所得の金額	1,041,659		27,922,896														
	不動産所得の金額	5,322,705		5,322,705		確定申告額のとおり	却下	確定申告額のとおり	却下		全部取消	確定申告額のとおり	更正をすべき理由がない旨の通知処分	確定申告額のとおり	却下	棄却	全部取消	
	給与所得の金額	9,691,000		9,691,000														
	納付すべき税額	△2,662,600		8,895,100														
重加算税の額				4,042,500					全部取消									却下
平成 7年分	年月日	平8.3.15	平8.4.24	平11.8.11	平12.1.18	平13.7.30	平13.12.18	平14.1.18	平14.3.6	平19.12.4	平20.1.30	平20.3.14	平20.4.2	平20.5.30	平20.7.3	平20.7.4	平20.8.4	平20.11.26
	総所得金額	17,086,368	17,086,368	83,268,627														
	事業所得の金額	2,449,776	2,449,776	65,172,394														
	不動産所得の金額	5,050,592	5,050,592	8,510,233		更正処分額のとおり	却下	更正処分額のとおり	却下		全部取消	更正処分額のとおり	更正をすべき理由がない旨の通知処分	更正処分額のとおり	却下	棄却	全部取消	
	給与所得の金額	9,586,000	9,586,000	9,586,000														
	納付すべき税額	△5,363,610	△5,413,610	25,796,900														
重加算税の額				10,923,500					全部取消									却下
平成 8年分	年月日	平9.3.14		平11.8.11	平12.1.18	平13.7.30	平13.12.18	平14.1.18	平14.3.6	平19.12.4	平20.1.30	平20.3.14	平20.4.2	平20.5.30	平20.7.3	平20.7.4	平20.8.4	平20.11.26
	総所得金額	18,905,574		117,942,952														
	事業所得の金額	2,950,000		100,112,981														
	不動産所得の金額	6,369,574		8,243,971		確定申告額のとおり	却下	確定申告額のとおり	却下		全部取消	確定申告額のとおり	更正をすべき理由がない旨の通知処分	確定申告額のとおり	却下	棄却	全部取消	
	給与所得の金額	9,586,000		9,586,000														
	納付すべき税額	△2,090,672		45,761,500														
重加算税の額				16,747,500					全部取消									却下

別表1-2

課税の経緯（所得税）

(単位：円)

年分	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
		申告・更正等 確定申告	修正申告	賦課決定	③に対する 異議申立て	⑤に対する 異議申立て	⑥に対する 異議決定	⑦に対する 審査請求	⑧に対する 裁決	⑨に対する 異議決定	⑩に対する 審査請求	⑪ ⑫に対する 審査請求	⑫ ⑬に対する 更正の請求	⑬ ⑭に対する 通知処分	⑭ ⑮に対する 異議申立て	⑮ ⑯に対する 裁決	⑯ ⑰に対する 異議決定	⑰ ⑱に対する 審査請求
平成9年分	年月日	平10.3.13	平11.8.11	平12.1.18	平12.2.15	平13.7.30	平13.12.18	平14.1.18	平14.3.6	平19.11.2	平19.12.4	平20.1.30	平20.3.14	平20.4.2	平20.5.30	平20.7.3	平20.7.4	平20.8.4
	総所得金額	19,048,608	129,422,793															
	事業所得の金額	2,826,020	111,345,302															
	不動産所得の金額	4,983,588	6,838,491															
	給与所得の金額	11,239,000	11,239,000															
	納付すべき税額	△3,836,036	49,853,100															
重加算税の額			18,788,000	全部取消						棄却	全部取消							

(単位：円)

年分	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳
		申告・更正等 確定申告	修正申告	賦課決定	③に対する 異議申立て	⑤に対する 更正の請求	⑥に対する 異議申立て	⑦に対する 異議決定	⑧に対する 通知処分	⑨に対する 審査請求	⑩ ⑪に対する 審査請求	⑩ ⑫に対する 異議決定	⑫ ⑬に対する 審査請求	⑫、⑬、⑭ に対する 審査請求	⑮ ⑯に対する 更正の請求	⑯ ⑰に対する 通知処分	⑰ ⑱に対する 異議申立て	⑱ ⑲に対する 裁決	⑲ ⑳に対する 異議決定	⑳、㉑、㉒ に対する 審査請求	
平成10年分	年月日	平11.3.15	平11.8.11	平12.1.18	平12.2.15	平12.3.7	平13.7.30	平13.12.18	平13.12.20	平14.1.18	平14.3.6	平14.2.22	平19.11.2	平19.12.4	平20.1.30	平20.3.14	平20.4.2	平20.5.30	平20.7.3	平20.7.4	平20.8.4
	総所得金額	23,980,818	36,701,354			24,080,816															
	事業所得の金額	8,174,285	20,794,823			8,174,285															
	不動産所得の金額	4,567,531	4,667,531			4,667,531															
	給与所得の金額	11,239,000	11,239,000			11,239,000															
	納付すべき税額	△82,861	5,410,600			△42,861															
重加算税の額			1,907,500	全部取消										棄却	全部取消						

別表 2

課税の経緯（消費税及び地方消費税）

(単位：円)

期間	区分	① 確定申告	② 修正申告	③ 賦課決定	④ ③に対する 審査請求	⑤ ②、③に対する 審査請求	⑥ ⑤の裁決	⑦ ②、③に対する 審査請求	⑧ ④の裁決
年月日		平7.3.31	平11.8.11	平12.1.18	平19.12.4	平20.1.30	平20.7.3	平20.8.4	平20.11.26
平成6年課税期間	消費税	課税標準額	86,091,000	125,729,000	/	/	全部取消	却下	全部取消
	課税標準に対する消費税額	2,582,730	3,771,870						
	控除対象仕入税額	1,549,638	2,263,122						
	納付すべき消費税額	1,033,000	1,508,700						
	重加算税の額			147,000					
年月日		平8.3.28	平11.8.11	平12.1.18	平19.12.4	平20.1.30	平20.7.3	平20.8.4	平20.11.26
平成7年課税期間	消費税	課税標準額	89,215,000	159,889,000	/	/	全部取消	却下	全部取消
	課税標準に対する消費税額	2,676,450	4,796,670						
	控除対象仕入税額	1,605,870	2,878,002						
	納付すべき消費税額	1,070,500	1,918,600						
	重加算税の額			294,000					
年月日		平9.4.1	平11.8.11	平12.1.18	平19.12.4	平20.1.30	平20.7.3	平20.8.4	平20.11.26
平成8年課税期間	消費税	課税標準額	94,889,000	194,761,000	/	/	全部取消	却下	全部取消
	課税標準に対する消費税額	2,846,670	5,842,300						
	控除対象仕入税額	2,114,430	2,180,031						
	納付すべき消費税額	732,200	3,662,700						
	重加算税の額			1,025,500					

(単位：円)

期間	区分	① 確定申告	② 修正申告	③ 賦課決定	④ 異議申立て	⑤ 異議決定	⑥ ⑤に対する 審査請求	⑦ ②、③に対する 審査請求	⑧ ⑦の裁決	⑨ ②、③に対する 審査請求
年月日		平10.3.31	平11.8.11	平12.1.18	平12.2.15	平19.11.2	平19.12.4	平20.1.30	平20.7.3	平20.8.4
平成9年課税期間	消費税	課税標準額	81,814,000	184,761,000	/	/	/	全部取消	却下	全部取消
	課税標準に対する消費税額	2,994,810	6,676,770							
	控除対象仕入税額	2,271,580	2,061,598							
	納付すべき消費税額	723,200	4,615,100							
	地方消費税	課税標準となる消費税額	669,900	3,282,400						
	納付すべき譲渡割額	167,400	820,500							
	消費税及び地方消費税の合計額	890,600	5,435,600							
重加算税の額			1,589,000	全部取消	棄却	全部取消				
年月日		平11.3.15	平11.8.11	平12.1.18	平12.2.15	平19.11.2	平19.12.4	平20.1.30	平20.7.3	平20.8.4
平成10年課税期間	消費税	課税標準額	79,333,000	119,869,000	/	/	/	全部取消	却下	全部取消
	課税標準に対する消費税額	3,173,320	4,794,760							
	控除対象仕入税額	1,940,418	3,193,714							
	納付すべき消費税額	1,232,900	1,601,000							
	地方消費税	課税標準となる消費税額	1,232,900	1,601,000						
	納付すべき譲渡割額	308,200	400,200							
	消費税及び地方消費税の合計額	1,541,100	2,001,200							
重加算税の額			161,000	全部取消	棄却	全部取消				

別表 3 ~ 1 8 省略